

アメリカおよびカナダにおける 農業経営安定対策の 運営状況に関する現地調査

吉井 邦恒

今回の現地調査の主たる目的は,アメリカの直接支払いおよびカナダのCAIS (Canadian Agricultural Income Stabilization Program)の運営状況について,同種のプログラムをわが国において制度設計するという視点から,制度・運用の細部について調査を行うことである。

まず,直接支払いに関する調査は,ワシン トン D.C.にある農務省農家サービス庁の本庁 およびミズーリ州にある農家サービス庁の出 先機関(州事務所および郡事務所)において 行った。農務省の職員から,直接支払いの実 施に当たって、どのような書類について、ど のような審査を行っているのか, またどの程 度の違反事例があるのか等について,聞き取 りを行った。過去に作付された作物の作付面 積および平均単収に基づき支払いが行われる 直接支払いが制度的にうまく機能するかどう かは,過去の作付面積と平均単収をいかに適 切に把握できるかにかかっている。アメリカ では,96年農業法から直接支払いを導入して おり, すでに, 約10年間の実績を有するが, この制度がうまく機能しているのは,96年農 業法以前の種々の減反政策や価格支持政策に おいて、プログラム参加者の面積や収量の把 握を積み重ねてきた歴史によるところが大き L10

また、農務省の経済研究所(ERS)において、直接支払いの導入で一番の経済的インパ

クトとされている地価・地代への影響について意見交換を行った。当方より,直接支払いによる地代の上昇が,借地農家に与える影響,すなわち地代の上昇を通じて,受け取った直接支払いが受給者たる生産者から地主に移転する問題(pass-through)に関する研究状況についての見解を問い合わせた。ERSでもpass-throughについて計測を試みているが,過去に60%という結果(1ドルの直接支払いのうち60セント分が地主の受取りになる)もある一方,15%という計測結果もあり,正確な計測は困難であるが,75%程度というのが現段階での推測であるとのことであった。pass-throughの問題は,次期農業法の課題の一つであるとみなされているようである。

カナダでは,2003年度から新しい枠組みの下で農業政策が講じられてきている。

このうち、CAISについては、生産保険とともに経営安定対策の柱として、従来のNISAに代わる積立方式のプログラムとして2003年度から導入されている。しかしながら、BSEの発生や穀物・油量種子の価格低迷等のため、カナダの農業者にはCAISに積立ができるような経済的な余裕がない状況が続いている。このため、CAISの積立方法等について、2005年3月から見直し作業が開始され、6月には見直し結果が連邦・州政府大臣会合に提示される予定となっている。このため、CAISの制度・運用の細部にわたる調査を十分に行うことはできなかった。

カナダにおいては、伝統的に、州政府が手厚い経営安定対策を、連邦政府の助成を受けながら(連邦60、州40の負担割合)Companion Program として講じてきている。新しい農業政策の枠組みの下で、2005年度をもって、Companion Programへの助成が廃止され、各州は、財政的に厳しい状況の中で、独自に自らの負担で新たな制度を仕組まざるを得ない状況にある。